

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷九第

行發日一月七年八正大

庭園都市に就いて……………

法學博士 田島 錦治

支那投資の國際的共同……………

法學博士 戸田 海市

住居税と公平負擔……………

法學博士 神戸 正雄

社會政策より觀たる我國の財政……………

法學博士 小川郷太郎

人糞尿の國益……………

法學博士 財部 靜治

マルクスの唯物史觀に所謂生産の意義……………

法學博士 河上 肇

植民地の勞働政策……………

法學博士 山本美越乃

ヘンチーの組合社會主義論……………

法學博士 河田 嗣郎

明治の米價調節……………

法學士 本庄榮治郎

海運と國民經濟……………

法學士 小島昌太郎

最近の出産率減少に就いて……………

文學士 高田 保馬

## 植民地の勞働政策

山本美越乃

近世の政治上・宗教上及産業上に於ける一大革命が、人類の自由・平等及勞働の神聖等に關する鞏固なる信念を國民の腦裏に印せしむるに至る迄は、何れの國に於ても階級的の觀念は社會の各方面を支配し、殊に封建制度の餘孽たる士級以外の農工商の階級に屬する者は、常に一種侮蔑の目標たりしことは、洋の東西に論なく共通普遍の現象たりしなり、從て彼等の下に單に勞力を提供して辛ふじて其の生活を維持しつつありし所謂勞働階級に屬する者の如きは、殆んど社會上の存在を認めらるるに至らざりき、故に斯かる時代に於ては産業上の活動に従事せんとするも之に必要な勞力を得ること頗る困難にして、捕虜若くは奴隸を使役せざる限りは容易に其の目的を達すること能はざりしかば、是等の必要な勞力を得んとすることも亦中世以後に於ける植民地獲得の一理由たりしは之を否むべからず、嘗て西班牙・葡萄牙等の海外各地に植民地を得るや、或は土民を強制して勞働に従事せしめ、或は奴隸若くは家僕として自由に之を驅使し、尙ほ勞力の不足を告ぐる所に在りては亞弗利加の黒奴を入れて之を補充せんことに努めたるを以ても其の一端を窺ふことを得べし。<sup>(1)</sup>

(1) Merivale, Lectures on Colonization and Colonies, p. 300 fg.  
Zimmermann, Kolonialpolitik, S. 143 fg.

當時の植民國の道義上の觀念に關する普通の標準に據れば、植民地の土民を恰も貨物又は動力視して毫も彼等の人格を認めず、從て彼等を虐遇酷使して顧る所なかりしかば、土民の死亡率は歲と共に益々増加し終には植民地人口の激減を來すに至れり(註一)、此の如き壓制勞動政策の誤れることは明かにして、殊に母國が永久的に植民地領有の利益を全ふせんと欲せば、單に一時的の利益にのみ着眼して土民を酷使するが如きことなく、寧ろ植民地の富源の開發に缺く可からざる協力者として、將又母國の生産品の好消費者として彼等の生存を保護し、其の勞動能力を持続せしむるの必要あるより、遂に各國は從來の政策を一變して土民保護の主義を探るに至りたりと雖ども、如何せん多年壓制主義を實行したる結果は、一方に於ては土民の離散又は死亡率の増加等に因り、他方に於ては人道上の要求は古來の陋習たる奴隸制度の廢止を迫り、彼等を家畜視して(註二)壓制的に勞動に従事せしむるが如き弊風を一掃したることに因り、嘗て勞力の供給に關しては乏しきを憂へざりし植民地に於てすら、近時は其の富源の開發に必要な勞力を得ること決して容易ならざるに至れり、而して此の傾向は熱帶及亞熱帶地方の植民地に於て殊に甚しきを見る、是れ蓋し熱帶及亞熱帶地方は氣候・風土等の自然の環境の母國民の移住を妨ぐるものあるのみならず、土民自らも自然の恩恵に依頼せば假令勞動に従事することなきも尙は彼等の單純なる口腹の慾は之を滿たし得べきが故に、外部的の刺戟又は強制に依るに非ざる限りは、自ら進んで勞動

(1) Köbner, Einführung in die kolonialpolitik, S. 92.

(2) Caldecott, English Colonization and Empire, pp. 193-196.

を爲らんとするが如き者なきを以てなり。

(註I) The employment of the inhabitants found in the new countries was the method adopted by the Spaniards in the New World. As their prime object was gold and silver, they forced the people away from their agriculture and such rudimentary urban pursuits as were followed, into the mines; and ruthlessly driving them they worked them to death. In the group of islands first discovered, the Bahannas, we found only sixteen natives left alive by the Spaniards: in Jamaica not one. On the mainland the populations were too great to make destruction possible, but the natives were subjected to great oppression. (Caldecott, p. 191.)

(註II) In some lately-printed accounts of an old West Indian plantation the entries of purchase and sale of negroes appear mixed up with those of the cattle, combined entries of births of babies, asses, and oxen appear, and in death also they are not divided. (Caldecott p. 193.)

(註III) 第十六七世紀頃に於ては勿論第十九世紀の初めに至るも、白人等は奴隸制度及奴隸の賣買を以て人道に反するもの如くに思等ぢからしは事實として、ヒヤートン氏は其の著英國植民の起源及發達論『中に此の奇怪なる事實の一端を述べて曰へ How dull was the sixteenth and seventeenth-century conscience on questions of common humanity, where black men were concerned, is illustrated in a variety of ways. The first English slave trader, Sir John Hawkins, was a man of genuine piety and goodness, and it caused little shock to any one that such an enterprise was carried on in a ship which bore the name of Jesus. .... At a later date, among the shareholders of the New Royal Africa Company, founded in 1672 mainly with the object of carrying on the slave trade, we find the name of the philosopher John Locke. The upright and religious New Englanders thought it no shame to use their ships for importing slaves into the southern colonies. (Egerton, The Origin and Growth

of the English Colonies &c., p. 125.)<sup>24</sup>

又有名なる英國の大法官ストロマンネ卿(Lord Stowell)の如キトシ一八二七年に「黒奴問題」に關して與へたる判決中に左の言明を爲され「Slavery was a very favored introduction into the colonies; it was deemed a great source of the mercantile interest of the country, and was on that account largely considered by the mother country as a great source of its wealth and strength.....Instead of being considered as *malus usus*, it was regarded as a most eminent source of its riches and power. It was at a late period of the last century that it was condemned in England as an institution not fit to exist here, for reasons peculiar to our own condition. But it has been continued in our own colonies, favored and supported by our courts, ..... To such a system, while it is so supported, I rather feel it to be too strong to apply the maxim *malus usus abolerendus est*." (Ireland, Tropical Colonization, pp. 133-134.)

(註四) \*エトナー氏は奴隷制度の弊害を各方面より詳察して曰く「Es hat drei Erdteile schwer geschädigt: die amerikanischen Kolonien selbst, in deren Gebiet die Sklaverei ebenso wie ihre spätere Aufhebung zu den erbittertesten Kämpfen geführt hat, und wo noch heute das Problem der kulturellen und sozialen Lage der rechtlich längst emanzipierten Nachkommen jener Negersklaven ein überaus schwieriges ist; nicht minder aber weite Gebiete Afrikas, wo Sklavenhandel, Sklavenraub und Sklavenjagden bis in die jüngste Zeit hin ein wirtschaftliche und moralische Verwüstungen angerichtet haben; schliesslich aber auch das europäische Mutterland, das durch jenes künstliche System der Kolonialpolitik zunächst zu vorübergehender ungesunder Häutung von Schätzen, später aber in unausbleiblichem Rückschlag zur Verarmung und endlich zu dem Verluste der wichtigsten Kolonien gekommen ist. (Köhner, S. 92.)

近時各國の植民地に於ては單に農工業上の經營のみならず、鐵道・港灣・土木・水利其の他諸種の事業の爲めに勞力を要すること頗る大なるに拘らず、之を得るの途甚だ狹少なること上述の如くなるを以て、茲に新たに植民地に於ける勞働政策の必要を生じ來れり。

植民地に於ては勞力の供給は其の需要を充たすに足らざる状態に在るに拘らず、文明諸國に於ては寧ろ人口過剰の傾向なきに非ざりしより、前世紀の中葉以後植民的發展の必要を高調する論者等は其の論據を主として此の點に置き、即ち植民地を擴張して過剰なる母國の人口の移植を計ることは實に植民地領有の目的たりと論ず、昔日は植民地の勞力を利用せんが爲めに之が獲得に努めたるに、近時は之に反して母國の勞力の利用を計らんが爲めに植民的の活動に着手するに至れるが如きは、注意すべき現象たらすんば非ざるなり、然れども過剰なる母國の勞力を植民地に移して最も有效に之を使用せんとする政策は、理論上に於ては非難すべき理由を發見すること能はずと雖ども、實際上に於ては頗る困難なる問題にして、何人と雖ども文化の恩恵に浴し社會上の諸種の享樂に與からんと欲するは自然の情にして、寂寞荒寥たる未開の植民地に其の墳墓の地を求めんとするが如きことは、他に極めて有力なる誘因あるか或は内部的又は外部的の壓迫の存せざる限りは容易に之を期待し得べからざるなり、彼の過剰人口の移植を以て植民的活動の目的となしたる歐洲諸國民と雖ども、勞働に従事する目的を以て自國の植民地に移住せんとした

る者は殆んど無きを以ても之を證するに難からず(註一)、故に母國の勞力を以て植民地に於ける需要を充たさしめんと欲せば、母國は之が爲めに特別の保護獎勵方法を講ずるの必要あるも、假令斯かる保護獎勵を加ふるも尙ほ所要の勞力を植民地に招致し得べきかは疑問に屬す、是れ從來各國が植民地の勞力問題の解決に往々國家の強制力を使用せんとしたる所以にして、彼の罪人輸送制度の如きも畢竟植民地に於ける勞力の缺乏に對する一種の補充策として實行せられたるものと稱するを得べし(註二)、然れども母國の罪囚を植民地に送りて勞働に従事せしむる制度は、國內に於ける無賴の徒をして將來移住すべき良民の爲めに、道路・橋梁・港灣の修築等の準備的事業を完成せしむる點に於ては便益渺からずと雖ども、植民地の善良なる風俗を紊し社會上及道義上に惡影響を及ぼす點に於ては頗る憂ふべきものあるのみならず、又彼等自らの品性をも之を改善するの機會を逸せしめ、ダルウキンの所謂刑罰の方法としても社會改良の方法としても此の制度は全く失敗に終りたるより、現今は各國共に之を顧る者なし。

(註一) But the problem has proved by no means easy of solution, even in the case of colonies which offer undoubted attractions to the working class emigrant.....In the war against the wilderness the emigrant was a soldier, who carried his life in his hands. Conditions at home were by no means so desperate as to tempt any to emigrate save that special class of adventurers, who have in all ages sought dangers for their own sake. (Egerton, p. 131.)

(註二) 近世の植民國中罪囚植民の端を講きたる者も亦西班牙及葡萄牙にして、殊に伯刺西爾の開發の如きは葡萄牙の罪囚に資ふ所少からず、其の後英・佛等の植民國も亦之に倣ひて罪囚植民を企てしが、最初は主として政治上の罪人を輸送せしも後には普通の罪人も一樣に送付したり、植民地輸送は死刑に次ぐ重刑と看做されしが、當時の刑法も亦頗る峻嚴にして例へば私文書偽造の如きすら終身懲役若くば之に代るべき流刑に處したり。植民地に於ける勞働政策上の見地より罪囚植民の比較的成功したる實例は濠洲に於て之を見るを得べし、濠洲に於ては罪囚植民は自由植民の先驅をなし、從て道路・橋梁・港灣等の修築事業は罪囚植民に依りて完成せられたるを以て、自由植民は斯かる事業の負擔を免れたるのみならず、其の後政府は罪囚を自由民間に配付して其の使用に委ねたるより、自由民等は僅少の費用を以て必要なる勞力を購ふことを得たり、然れども此の配付制度は偶々植民地の風教を害する一原因となり、蓋し該制度の下に各地に分配せられたる罪囚中多少教育あり才能ある者は、自由民の願使に甘んぜずして或は教師となり技術者となり新聞記者等となりて各方面に勢力を扶植し、又解放せられたる者は目的の爲めには手段を擇まずして放縱無賴の生活に耽る等、要するに植民地の社會的及道義的の發達を妨げたることを決して尠しとせざるを以てなり、故に罪囚使用の經濟的利益と其の植民地の道義的進歩とを如何にして調和せしむべきかは、當時の學者及爲政者の最も苦心したる所なるも終に之が解決方法を發見するに至らざりき、此の如くして該制度は一八六七年を以て全く廢止せられたり。之を統計に徵するに一七八七年より一八三六年に至る間にニューサウスウエルズに輸送せられたる罪囚は七萬五千人以上に達し、又一八一七年より一八三六年に至る間にタスマニアに輸送せられたる者は二萬人の多きに達するも、一八三六年に於ける右兩植民地の罪囚の總數は三萬八千人にして、又一八三三年の濠洲の全人口は自由植民を合するも尙ほ濠洲に輸送せられたる罪囚の總數に及ばざりしと謂ふ、是れ主として植民地住民の放縱自恣の生活の爲めに、其の死亡數出産數に超過せるに因るものなり。(1)

既に人道上及道義上奴隸制度及罪囚輸送制度の許す可からざること前述の如しとせば、植民地の開發に必要な勞力は如何にして之を得べき乎、此の問題に應へんと欲せば、(一)植民地の面積

(1) Egerton, p. 133 fg. Merivale, p. 349 fg.

Caldecott, p. 199 fg.

Zimmermann, S. 175 fg.



に比して人口寡少なるより外來移住者を招致するに非ずんば絶對的に必要なる勞力を得ること能はざる場合、(二)植民地土民の數は必ずしも少しとせざるも彼等の間に規則正しく勞働に従事するの習慣を有せざるより勞力の供給に缺乏を感ずる場合、に分ちて之を考察するを要す。

(一)植民地の面積に比して人口寡少なるより外來移住者を招致するに非ずんば絶對的に必要なる勞力を得ること能はざる場合に、奴隸又は罪因輸送の制度以外に此の要求を充たし得る方法は、唯契約若くは自由勞働者の渡來を奨勵するあるのみ、嘗て奴隸制度の廢止せらるるや、歐洲の植民國は印度人及支那人を契約勞働者として植民地に輸入し以て之に代らしむる方法を採用したり、然れども此の方法は政府の嚴密なる監督の下に之を行ふに非ずんば、奴隸制度と殆んど擇む所なき結果を生ずるに至るの虞れあり、殊に勞働者自ら自己の契約上に於ける地位及法律上當然要求し得べき保護等に關する知識を缺ける場合に於ては然りとす、故に契約勞働者を使備する場合には政府自ら之に關與して其の條件等を監視するの必要あり、例へば渡航中の取扱、到着後に於ける待遇・勞力の分配方法・住宅の設備・勞働時間及賃金の標準・疾病に對する手當・契約期限満了後に於ける歸國者又は永住者の保護等に關する規定を設け、或は之が爲めに特に官吏を任命して其の監督に當らしむるが如きは是れなり、此の如く嚴密なる監督の下に此の制度を採用せば、假令一時的の勞働者として之を輸入するも彼等は安んじて其の保護に信頼し、事實上に於ては期限の満了

後と雖ども繼續して労働に従事するの風を生ずるに至るべし。

(註一) 契約労働者の供給地は従來印度及支那を以て最とす、印度人は其の體格優良なりと稱するを得ざるも、能く繼續的労働に堪ゆると賃金の低廉なるに依りて到る處に需要多し、印度の労働者の募集は印度政府の特別の監督の下に行はれ、其の海外渡航はカルカッタ・マドラス・孟買及特に指定せられたる港灣よりす、印度の労働者を輸入せる地方には彼等の保護者たる移民監督者同行し、其の保護の下に労働者を各業主に配付し、又滞在中は彼等の一切の權利を擁護するの任務を有す。支那労働者の輸出は支那に駐在せる各國領事の監督の下に請買人の手を経て行はれ、斯かる労働者を輸入したる地方は自ら其の保護に任ぜざるべからざるより、特別の官吏をして其の待遇及契約條件の履行等に關して嚴重なる監督を爲さしむるを常とす、支那の労働者は如何なる種類の労働にも堪ふ、且勤儉貯蓄の念に富める點に於ては恐くは他に匹儔を見ず、然れども又地方に依りては彼等の賭博に耽るの風あるを利用し、暗に之を奨励して負債を醸さしめ、之が爲めに殆んど永久的に業主の下に労働に従事せしめんとするが如き者もなきに非ず。<sup>(1)</sup>

(註二) カルデコット氏は奴隸制度と契約労働者の輸入制度とを比較して左の根本的差異あることを指摘し、若し其の監督宜しきを得ば契約労働者の輸入制度は世界的に有利 (Cosmopolitan benefit) なる一方法たりと論ず。<sup>(2)</sup>

### 契約労働制度

### 奴隸制度

#### 根本的差異

- (一) 一個人の自由
- (二) 家族の神聖

財産又は物件と同視せらる  
家族の權利は恩恵に依りて與へらる

#### 結果的差異

捕獲又は誘拐せらる

- (三) 任意に故國を去る
- (四) 教育及宗教の自由

所有者の意志に依り或は妨害せられ或は禁止せらる

- (五) 故國に歸るか然らずんば資本家として定住し得る望みあり

將來に對する希望なし

(1) Reinsch, Colonial Administration, p. 368 fg.  
 (2) Caldecott, p. 198.

附隨的差異

渡航中も恐怖に充つ

(六) 渡航中政府の監督あり

労働と報酬との間に標準なし

(七) 政府使備條件を規定す

所有者の意志に一任せらる

(八) 住宅・食物・醫療等に關しても政府規定を設く

然れども又他方より之を觀察する時は、此の如き契約労働者の植民地に輸入せらるる者愈々増加するに至る時は、早晚植民地の社會状態に一大變化を齎すべきは明かにして、斯かる場合に渡來者の如何に依りては植民地土民に與ふる影響看過すべからざるものと共に、彼等の増加は聽て自由労働者の移住を塞止するの結果を生すべきが故に、植民地の状態母國民の移住に適せる所に在りては、契約労働者の輸入には適度の制限を加ふるの必要あることは固より論を俟たず、加之、其の使備には嚴重なる監督を要すること前述の如くなるを以て、此の點より論ずるも往々植民地政府の負擔を増加せしめ、又彼等の多數は單に賃金を得んが爲めに出稼労働に従事するに過ぎざるが故に、植民地の風教上にも厭ふべき弊習を遺すこと多し、斯かる理由に因り此の制度は植民地の状態全く母國民の移住に適せざるか、或は又一時富源の開発に必要な勞力の缺乏を感ずるが如き場合に主として採用すべきのみ。<sup>(1)</sup>

次に自由労働者としては能ふ限り母國民の移住を獎勵すべきは勿論なりと雖ども、母國民の移住の能否は植民地の自然的事情と密接なる關係を有し、例へば熱帯植民地の如きは如何に移住を

(1) Reinsch, Colonial Administration, pp. 374-375.  
Leroy-Beaulieu, De la colonisation, pp. 573-574.

獎勵するも、白人に對しては其の體質上殆んど成功の見込存せざるが故に、植民地の自然的事情殊に氣候・風土等の關係を無視して抽象的に此の問題を論ずべからず、有色人種は白人に比較する時は氣候・風土等に對する抵抗力強きが如しと雖ども、然かも尙ほ全然其の影響を度外視すべからざるものあり、是れ母國民の移住に對する第一の障礙たり、更に又假令此の如き自然的事情の障礙なしとするも、既に述べたるが如く母國の文化的生活を脱し社會上の諸種の享樂を棄てて植民地に移住するが如きことは、他に極めて有力なる誘因あるか或は内部的又は外部的の壓迫の存する場合の他は容易に之を期待し得べからず、是れ母國民の移住に對する第二の障礙たり、第一の障礙に對しては現今の人智の程度を以てしては如何とも之を爲す能はず、唯各植民地に特有の風土病其の他諸種の危險に對する豫防設備を完全にし、衛生上及保健上より能ふ限り移住者の生活を安全ならしむる方法を講ずる他途なしと雖ども、第二の障礙に對しては其の獎勵方法の如何に依りては母國民の移住を誘ふこと必ずしも不可能なりとせざるなり。

嘗て政治上又は宗教上に於ける各人の思想若くば信仰の自由を認めざりし時代に於ては、人口の過剰に基因せる外部的の壓迫以外に、更に内部的の壓迫換言せば精神上の苦痛に堪ゆること能はずして、國外移住を企てたる者も決して尠からざりしと雖ども、(例へば一七六〇年代に英國の植民地に移住したる自由勞働者の如きは是れにして、當時英蘭及ウエルスの人口は七百萬人内外

なりしに亞米利加の植民地の人口は三百萬人に達したり<sup>(1)</sup>。現今は此の如き内部的の壓迫に因りて植民地に移住せんとするが如き者は殆んど無しと云ふも不可なく、(現今と雖ども思想上の壓迫は全く無しと稱すべからざるも、之を理由として國外移住を企つるが如き者は寥々數ふるに足らず)、若し或種の壓迫に原因すとせば、そは此の如き超經濟的の理由に因るに非ずして、全く經濟的の理由に基因せずんば非ざるなり、故に母國民の移住を獎勵すると共に其の實際上の效果あらしめんと欲せば、少くとも之に依りて母國民が現に感じつつある外部的の壓迫を免れ、其の經濟的慾求を満足せしむるに足る程度の有形的利益を供することを以て獎勵策の標準と爲さざるべからず。(未完)

(1) Caldecott, p. 203.